第六十二条第一項に次の三号を加える。

十一　法第十条、第二十条、第二十一条の三第一項、第四十三条の十六、第四十三条の十九第一項、第四十六条の七、第四十九条第一項、第五十一条の十四、第五十一条の十七第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（法第二十一条の三第一項の規定による処分にあつては加工施設の使用の停止の命令に限り、法第四十三条の十九第一項の規定による処分にあつては使用済燃料貯蔵施設の使用の停止の命令に限り、法第四十九条第一項の規定による処分にあつては再処理施設の使用の停止の命令に限り、法第五十一条の十七第一項の規定による処分にあつては廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限り、法第六十四条第三項の規定による処分にあつては製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限る。）

十二　法第五十六条又は第六十四条第三項の規定による処分（同項の規定による処分にあつては使用施設の使用の停止の命令に限る。）

十三　法第六十一条の六の規定による処分（国際規制物資である核原料物質について受けた法第六十一条の三第一項の規定による許可に係るものに限る。）

第六十二条第二項から第七項までを次のように改める。

2　原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

一　前項第一号又は第五号に掲げる届出の受理　文部科学大臣

二　前項第二号又は第四号に掲げる届出の受理　文部科学大臣及び経済産業大臣

三　前項第三号に掲げる届出の受理　文部科学大臣及び国土交通大臣

3　文部科学大臣は、第一項第六号に掲げる届出の受理をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

4　原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

一　第一項第七号に掲げる確認　文部科学大臣及び経済産業大臣

二　第一項第八号に掲げる確認　文部科学大臣

三　第一項第九号に掲げる確認　国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）

5　文部科学大臣は、第一項第十号に掲げる許可をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報するとともに、当該許可に係る申請書（法第六十一条の三第三項に規定する書類を添付する場合にあつては、当該許可に係る申請書及び同項に規定する書類）の写しを送付しなければならない。

6　原子力規制委員会は、次の各号に掲げる処分をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

一　第一項第十一号に掲げる処分　文部科学大臣及び経済産業大臣

二　第一項第十二号に掲げる処分　文部科学大臣

7　文部科学大臣は、第一項第十三号に掲げる処分をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第六十二条第八項から第十一項までを削る。

第六十三条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号及び第三号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第五号を削り、同表第六号中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第七号を次のように改める。

五　船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設又は製錬施設、加工施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設（これらの施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
六　製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をする場合	国家公安委員会

第六十三条第二項の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号及び第三号中「文部科学大臣、経済産業大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十四条中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第五号中「文部科学大臣若しくは経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十五条の見出しを「（原子力規制委員会の職員に行わせることができる事務等）」に改め、同条第一項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改め、「又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十四条に規定する船舶検査官」を削り、同条第二項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に、「経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

別表第一の六十七の項イ及び六十九の項イ並びに別表第二の五の項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

（放射線審議会令の一部改正）

第五条　放射線審議会令（昭和三十三年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会委員長」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課」を「原子力規制委員会原子力規制庁」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

第六条　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「こえ」を「超え」に改め、同条第六号ロ中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。